

調査の概要

1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の根拠法規

統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第10号)として、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施されています。

3 調査の期日

2005年(平成17年)12月31日現在で実施しました。

4 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類F－製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く)です。西暦末尾が0, 3, 5, 8年の年に全ての事業所に対して調査を実施し、それ以外の年は従業者4人以上の事業所を対象とします。

2005年(平成17年)は全ての事業所を対象に調査を実施しました。

直近6か年の全数・非全数調査区分

実施年	区分	実施年	区分
2000年(平成12年)	全数	2003年(平成15年)	全数
2001年(平成13年)	非全数	2004年(平成16年)	非全数
2002年(平成14年)	非全数	2005年(平成17年)	全数

5 調査方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、申告者の自計申告により調査を実施しています。

6 調査事項

巻末の工業調査票甲及び乙のとおりです。

利 用 上 の 注 意

この報告書は、2005年(平成17年)12月31日現在で実施された経済産業省所管工業統計調査(指定統計第10号)の結果を市で独自に集計したものです。

調査期日現在において、操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所については、集計から除外しています。各統計表は従業者4人以上の事業所について集計したものです。ただし、平成17年は全数調査年のため、統計表1において全数についての集計も併記しました。また、従業者3人以下の事業所に関する統計表及び従業者10人以上の事業所に関する有形固定資産の統計表を付表として掲載しています。

1 産業分類について

統計表中の産業名（中分類）、重化軽区分及び業態区分は、次のとおりです。

No.	産業名略称	産業名（産業中分類）	重化軽区分	業態区分
09	食 料	食料品製造業	軽 工 業	消費関連その他型
10	飲 料	飲料・たばこ・飼料製造業		素 材 型
11	繊 維	繊維工業(衣服・その他の繊維製品を除く)		
12	衣 服	衣服・その他の繊維製品製造業		
13	木 材	木材・木製品製造業(家具を除く)		消費関連その他型
14	家 具	家具・装備品製造業		素 材 型
15	紙 製 品	パルプ・紙・紙加工品製造業		
16	印 刷	印刷・同関連業		消費関連その他型
17	化 学	化学工業	化学工業	素 材 型
18	石 油	石油製品・石炭製品製造業		
19	プラスチック	プラスチック製品製造業	軽 工 業	
20	ゴ ム	ゴム製品製造業		消費関連その他型
21	な め し 革	なめし革・同製品・毛皮製造業		
22	窯 業	窯業・土石製品製造業		
23	鉄 鋼	鉄鋼業	重 工 業	素 材 型
24	非 鉄	非鉄金属製造業		
25	金 属 製 品	金属製品製造業		
26	一 般 機 械	一般機械器具製造業		
27	電 機	電気機械器具製造業		
28	情 報 機 器	情報通信機械器具製造業		加工組立型
29	電 子 部 品	電子部品・デバイス製造業		
30	輸 送 機	輸送用機械器具製造業		
31	精 密 機 械	精密機械器具製造業		
32	そ の 他	その他の製造業	軽 工 業	消費関連その他型

なお、平成13年以前の時系列の数値について、本書では次のような取り扱いをしています。

「09食料」及び「16印刷」は各々「もやし製造業」、「新聞業」及び「出版業」の数値を含んでいます。

「27電機」は分割以前の数値をそのまま使用しました。

また、「28情報機器」及び「29電子部品」については、平成13年以前は分類項目がないため、数値なしとして扱いました。

2 集計項目の説明

(1) 事業所数

一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれるような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

(2) 従業者数

常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数の合計です。

(3) 現金給与総額

平成17年1年間に常用労働者のうち雇用者に対し、決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与の額の合計です。

(4) 原材料使用額等

平成17年1年間における原材料、燃料及び電力の使用額ならびに委託生産費の合計です。消費税額を含みます。

(5) 製造品出荷額等

平成17年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税等内国消費税額を含みます。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価格によって記入したものです。原材料を他に支給して製造される委託生産品を含んでいます。年初は2005年（平成17年）1月1日現在、年末は2005年（平成17年）12月31日現在をいいます。

(7) 有形固定資産の額

平成17年1年間における数値で、帳簿価格によります。

- ア 有形固定資産の取得額は、土地、建物及び構築物、機械及び装置、その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等）の額をいいます。
- イ 建設仮勘定の増加額は、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額は、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。
- ウ 有形固定資産の除却額は、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額をいいます。

(8) 工業用地

- ア 敷地面積は、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。
- イ 建築面積は、敷地面積内にある全ての建築物の面積の合計をいいます。
- ウ 延べ建築面積は、事業所敷地内にある全ての建築物の各階の面積の合計をいいます。

(9) 工業用水

ア 水源別用水量

(ア) 公共水道は、県又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいいます。

a 工業用水道は、飲料に適さない工業用水を供給する水道から取水した水をいいます。

b 上水道は、一般水道のことで、飲料に適する水を供給する水道から取水した水をいいます。

(イ) 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいいます。

(ウ) その他の淡水は、公共水道、上水道及び井戸水以外の淡水をいいます。

例えば、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などです。

(エ) 回収水は、事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいいます。

(オ) 海水は、海及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した塩素イオン濃度200PPM以上の水をいいます。

イ 用途別用水量

(ア) ボイラ用水は、ボイラ内で蒸気を発生させるために使用した水をいいます。

(イ) 原料用水は、製品の製造過程において、原料としてそのまま使用した水、あるいは製品原料の一部として添加使用した水をいいます。

(ウ) 製品処理用水及び洗浄用水は、原料、半製品、製品などの浸漬や溶解等の物理的な処理を加えるために使用した水及び工場の設備又は原料・製品などの洗浄用に使用した水をいいます。

(エ) 冷却用水及び温調用水は、工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用した水、工場内の温度又は湿度の調整などのために使用した水をいいます。

(オ) その他の水は、上記(ア)～(エ)以外の従業者の飲料水、雑用水などをいいます。

3 集計項目の算式

(1) 生産額

ア 従業者30人以上の事業所

生産額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) +
(半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額)

イ 従業者29人以下の事業所……製造品出荷額等を生産額とみなしました。

(2) 粗付加価値額

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - 内国消費税額(注) - 原材料使用額等

(注) 内国消費税額 = 消費税を除く内国消費税額（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付額または納付すべき税額の合計）

+ 推計消費税額（製造品出荷額に占める直接輸出額の割合を用いて推計して算出した消費税額）

(3) 付加価値額

ア 従業者30人以上の事業所

付加価値額 = 生産額 - 内国消費税額 - 原材料使用額等 - 減価償却額

イ 従業者29人以下の事業所……粗付加価値額で集計しました。

(注) 平成13年調査より、従業者10~29人の事業所については有形固定資産の調査が5年毎になったことから、平成12年以前の数値は、従業者4~9人は粗付加価値額、従業者10人以上は付加価値額で集計しています。

(4) 有形固定資産

ア 有形固定資産投資総額 = 有形固定資産取得額 + 建設仮勘定の増減額

(注) 従業者10人以上29人以下の事業所については、建設仮勘定の増減額が調査項目ではないため、有形固定資産取得額を有形固定資産投資総額として集計しました。

イ 年末現在高 = 年初現在高 + 有形固定資産取得額 - 除却額 - 減価償却額

(5) 付加価値率、現金給与率及び労働分配率の算式

$$\text{ア 付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額}} \times 100$$

$$\text{イ 現金給与率} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額}} \times 100$$

$$\text{ウ 労働分配率} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{付加価値額}} \times 100$$

4 統計表中の記号について

統計表中の符号の用法は、次のとおりです。

「-」……該当の数値がないもの

「=」……分類項目がないため数値がないもの

「0」……端数四捨五入による単位未満のもの

「△」……マイナスの数値であることを示します。

「X」……1又は2の事業所に関する数値で、個々の申告者の秘密を保守するため秘匿した箇所です。また、前後の関係から数値が判明する場合には、3以上の事業所に関する数値についても「X」としました。ただし、「従業者数」については秘匿項目としません。また、秘匿した数値は総数に含めています。

5 その他の注意事項

(1) 統計表中の数値は、原則単位未満を四捨五入してあるため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

(2) 産業分類は、製造品出荷額等の金額の多い品目で格付けされているため、製造品出荷額等はその品目の出荷額とは一致しないことがあります。

(3) 本報告書は、「平成17年神奈川県工業統計調査結果報告」から転載したものと含みます。

(4) 本報告書の数値は、後日、経済産業省から公表されるものと相違する場合があります。